

成年後見制度利用促進専門家会議
第2回成年後見制度の運用改善等
に関するワーキング・グループ
議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議
第2回成年後見制度の運用改善等に関する
ワーキング・グループ
議事次第

日 時：令和3年9月15日（水）14:00～16:30

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①有識者等による報告「専門職団体から見た現状と課題」
- ②意見交換

3. 閉会

2021-9-15 成年後見制度利用促進専門家会議 第2回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議 第2回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催します。

委員の皆様におかれては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、本日の委員の皆様の出席状況を報告いたします。参考資料1、御覧のとおりの出欠状況となっているところであります。

なお、山下委員と、オブザーバー出席されております永田委員は、途中退席ということで報告を受けているところであります。

続いて、ウェブ会議における発言方法を確認します。発言される場合は、zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いいたします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としては、zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、チャット機能等で御記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

よろしくをお願いいたします。

○新井主査 本日のワーキング・グループの資料の説明と、私が用意した資料1の説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、説明をいたします。こちらが本日のワーキングの検討項目として、新井主査に作成いただいた資料であります。幾つかございます。

1つ目、後見人等の柔軟な交代について。

2つ目、その他成年後見制度の運用改善、必要に応じた制度改善等について。

3つ目、それぞれの担い手の基本的役割・育成について。

4つ目、専門職や専門職団体に望むこと（後見人として、地域連携ネットワークに対して、その他）。

最後、その他についても議論いただくということです。

※印のところには、次回以降のワーキングのテーマということで、参考で掲げているところがあります。

続きまして、本日の議論に当たりまして、事務局のほうで作成した参考資料のほうの紹介をしたいと思います。

こちらが参考資料3ということで、事務局のほうで用意した資料になります。こちらを必要に応じて御参照いただきながら議論を進めていただければと思います。本日は登壇が3名ということで、時間も必要なものを取っておりますので、簡単に項目のみ御紹介ということにとどめさせていただきます。

こちらが「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について」ということで、4機能、広報、相談、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、そして、不正防止効果ということで、現状4つにまとまって整理されているということをお示ししているものです。

それに基づいて、個別支援と地域の体制づくりということで、現時点のものを整理したところがあります。

次が「検討テーマに関する参考情報」ということで、幾つかございます。

あとは、第7回専門家会議の資料でありました、後見人等の選任・交代に関することということで、自治体からの意見をアンケートで取ったものを抜粋しております。

こちらが、152回、今年度を実施しました市町村セミナーのアンケート結果ということで、こちら後見人の選任・交代に関することも含めまして、幾つかのカテゴリーに分けて自由記載したものを整理しているところがあります。

最後が、「検討テーマに係る現行計画と中間とりまとめの記述」ということで、御覧のとおり、先ほど御説明いたしました4機能の詳細な記述とか、中間とりまとめの記載等に関しての資料をこちらのほうで掲げているということでもあります。

こういった資料も適宜御参照されながら、議論を深めていただければと考えております。

私のほうからの説明は以上になります。

○新井主査 それでは、「議題1 有識者等による報告」に入ります。本日は、「専門職団体から見た現状と課題」に関して、3件の報告と質疑をして、その後に全体を通しての意見交換を行います。

まずは、公益社団法人日本社会福祉士会 星野委員からお願いいたします。

○星野委員 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました日本社会福祉士会の星野と申します。

それでは、画面共有をさせていただきます。「社会福祉士会から見た現状と課題」ということで、本日、資料をお示ししておりですが、まず社会福祉士会の基礎データをつけさせていただきます。

社会福祉士の登録者は、令和3年8月末で26万人を超えております。しかし、社会福祉士は名称独占の資格であり、会の入会は任意です。強制入会ではございません。組織率の

低さというのを、この会員数を見ると思われると思いますが、実際、それは課題となっております。社会福祉士の資格を持って登録していても、実務についていない、相談援助業務についていない資格取得者も多く見られます。

こちらの資料を見ていただきますと、全国の都道府県社会福祉士会の会員数4万2000人余り、これは今年3月末の状況ですが、その中で、ぱあとなあの名簿登録者、専門職の後見人として家庭裁判所の名簿に登録されている者が8088名ということで、会員のうちの2割弱というところかと思えます。

受任者数と受任件数は御覧のとおりです。これを単純に受任件数を受任者数で割りますと、1人当たり四、五件となるわけですが、実際の状況を見ますと、1人で1件または2件受任しているという者が半数以上を占めています。社会福祉士の場合は、勤務をしながら後見を受任している会員が多く、いわゆる独立型の社会福祉士として受任していると思われる者は全体で1割強かと思えますが、その者が10件以上、複数件を受任しているという状況でございます。

そして、法人後見・法人後見監督を実施している都道府県社会福祉士会があります。日本社会福祉士会は、都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体として機能しております。それぞれの都道府県で法人格を持っておりますので、法人後見・法人後見監督を実施しているのが13ということになります。それぞれの受任件数は、御覧のとおりでございます。

それから、本会がこれまで厚生労働省の事業として受託した調査研究事業です。これも専門家会議に関わってくださっています委員の皆様や、オブザーバーとして各省庁の皆様にも御参加いただいて作成されたものでございます。今、各地で手引きや事例集などが活用されながら使われているということで、非常にありがたいと思っておりますが、ここで御礼とともに御紹介させていただきたいと思えます。

続きまして、「社会福祉士からみた現状と課題」をお話しさせていただきたいと思えます。そもそも成年後見制度が民法が改正されてスタートした頃というのは、社会福祉士の中でも、法律職でもない社会福祉士がなぜこの制度に関わるのだろうかという意見も少なからずありました。実のところ、ソーシャルワーカーである社会福祉士が財産管理や法律行為に関わることに對して、私自身もいろいろな思いを持っていたのは事実です。しかし、日本社会福祉士会が受任者を養成するための研修体制を構築していく中で、当時、身上監護と財産管理という用語でありましたけれども、身上監護をベースとした財産管理という理念が、今、さらに利用促進法が制定後にも定着してきていることをとても実感している昨今の状況でございます。

本人の意思尊重や意思決定支援のために、社会福祉士は、最低でも月に1回は本人と面談を試みるということが、この制度に関わり出した当初から打ち出されていたことです。この月に1回の面談というのは、決してルーチン的なものではなく、本人の話をしっかり受け止めるとか、関係者との共有を行うという、いわゆるソーシャルワーカーとしての実務をそこに生かすという視点でした。

一方で、そもそもの相談業務としてソーシャルワーカーをしている私たちからすると、御本人の支援ももちろんそうなのですが、家族に対する支援であるとか、支援者関係者との全体の調和というものも非常に求められることがあり、実際に成年後見業務に携わった会員、私たちは、本業であるソーシャルワーカーということと、後見人という本人の法定代理人という立場の違いというものも学ばなければならないことを痛感しているところでございます。

中には、本人の法定代理人であるという意識が弱いのではないかという指摘も、当時もありましたけれども、今も少し調和的なところに偏ってしまっている実践もないとは言えないかなというのは、現状で見ている課題として感じるところであります。

あとは、このスライドに書かれているとおりで、意思決定支援や身上保護の重視ということが基本計画の中でも明記されてきた中では、社会福祉士にはますます受任の要請が多くなってきているというのは、全国的にも感じているところですが、一方で、応え切れないという現実もございます。候補者を推薦していただきと言われても、もう応え切れないという状況。そして、無理して受任してしまうことで、それが不適切な後見事務になってしまう、あるいは不祥事につながってしまうという危険性もあるかなと感じています。

また、制度がスタートして20年経過したわけで、会員側の事情による交代の必要性というものが、ここ数年、非常に全国的に増えております。会員側の事情というのは、加齢、あるいは会員自身の疾病とか転職、転居等により継続が難しくなるような場合。そればかりではなく、本人との関係性、関係者からの要望など、様々ありますが、特に会員側の事情による交代というのが非常に多くなってきて、ここに対して、どのように対応していくかというのは大きな課題です。日常的な状況の把握と早期発見、早期対応が求められます。会員が後見事務ができなくなってしまうということの発見が遅れてしまうことは、避けなければならないと感じます。

それから、2つ目に書かせていただきましたが、報酬が受領できているかどうかというところを、昨年から統計を取り出しております。今年度の報告がまだまとまっておらず、少し古いですが、昨年2月の報告のときに、報酬が全額もしくは一部しか得られていない案件というのが、全国の統計で4.72%、5%弱というデータが出ています。ただ、この一部というのは実は東京なのですが、最もそれが多いただろうと思われる東京社会福祉会のデータがうまく反映されていないので、実際はもう少し多いのではないかと考えられますが、少なくとも5%前後、報酬が受領できない案件があるということが昨年2月に確認されています。

無報酬案件と言われる案件に対して、報酬助成をそれぞれの法人の中で取り入れるところが若干出てきておまして、その財源としては、会員の会費などを宛てているということもあります。

それから、他団体との連携というところで、先日もワーキングで御報告がありました精神保健福祉士協会とは、ダブルで資格を持って、それぞれの団体に登録している会員も複

数見られますので、受任しているのかどうか、また、どんな案件を受任しているのかというのを、会員の同意を得た上で情報共有できるような仕組みも構築してきており、そこでうまく連携を取ろうということも試みているところでもあります。

続きまして、「後見人等の交代の実態」というところになります。後見人が交代したという実態は少なからず把握されてきておりますが、ここでは例示として挙げておりますけれども、まず1つ目は、専門職から市民後見人に交代したという事例です。リレー方式となる範疇かもしれませんが、選任時は在宅独居だった被後見人が、様々な経過の後に施設に入所されました。そして、施設での生活が安定したことから、より身近な後見人として市民後見人に交代するというのを、本人・関係者とともに話し合いを行い、御本人も希望されたというところから、支援機関であった社会福祉協議会と協議し、家裁に上申。そして、このケースは専門職後見人が監督人になり、市民後見人が単独で選任されたという事例です。

こういう事例も少しずつ出てきておりますし、2点目、単独選任された親族に、家裁の要請から専門職が複数後見人に選任され、後に親族が辞任したという事例もございます。知的障害の本人の後見人である母、これはかなり長い年数やっていたのですねけれども、体調不良となったことで家裁への定期報告が滞っているということから、家庭裁判所から社会福祉士会に後見人候補者の推薦依頼が入ったというケースです。

そのときに専門職としては、親族から、定期報告はとても大変でできないと言われたわけですねけれども、いきなり交代するのではなく、複数後見人として一緒に後見を行わせていただき、御本人との関係性をつくったり、母の思いを受け止めるということも行いながら、1年経過後、親族が辞任して専門職が単独後見人となったという事例でございました。

それから、こちらは本人や関係者からの要望を受けて、新たな候補者推薦を打診した。これが、実は今、非常に多く求められている状況かなと思っています。ただ、これは現状では、御本人や関係者から要望をいただいたとしても、後見人自身に解任に当たるような要素がないとか、あるいは後見人自身が辞任するという気持ちにならない限りは、実際、交代というのは非常に難しいです。

そういったときには、後見人等の事情による辞任。先ほどちょっと挙げましたけれども、後見人側のほうから交代するというのを団体としては促したりするのですが、この辺りは非常に課題が大きく、難しいというのが実情だと思います。会員と合意形成ができた場合は、当然、次の後任となる新たな候補者を推薦するというのも含めて、相談対応を行っているところが多いと思います。

それから、13の都道府県社会福祉士会で法人後見・法人後見監督ができる体制をつくっておりますけれども、法人の活用というところでは、例えば会員のサポートとか、今のような交代が求められているようなときに、法人として複数で選任される。逆の場合もあります。法人後見で受けたものを個人に交代していく。これらも家庭裁判所と協議しながら、幾つかの実例が出ているということで報告を受けています。

続きまして、「運用、法改正で改善すべきと考える事項について」、2点申し上げたいと思います。

まず、1点目は類型についてです。こちらにつきましては、第10回の専門家会議でも意見として出させていただいておりますが、申立時に類型を検討する際、現状では主治医の診断書による「判断能力についての意見」でチェックされているところがどこに該当するかということで、申立てがされることが多いと思います。

しかし、一方で、中核機関等で支援検討会議が進んでいる地域においては、主治医の診断書だけではなくて、本人にとって必要な代理権、同意権、取消権は何なのか、どんな支援が必要とされているかという視点。また、そのことについて、本人はどのように受け止めているか、申立てについてどのような考えを持っているか。こういうところから検討していきますと、実際の診断書の判断とずれてくることが生じます。例えば、保佐相当という診断書が出たとしても、御本人自身が申立てをすることを希望しているとか、後見人にこういうことを支援してもらいたいということが意思表示されている場合には、補助という考え方もあるのではないかなど、いろいろ出てきます。

そういう中で、実際に家庭裁判所に申立てをしたときに、診断書とのずれを指摘されることがございますので、このところでは類型を決めて申立てをするというやり方が果たして適切なかどうかというところは、課題として挙げたいと思います。

また、今の制度では、補助の場合は本人の同意が必要だけれども、保佐・後見の場合は必ずしも本人の同意は必要とされないという法的な規定ですけれども、実際には、申立ての段階においては、本人がどのような状況であったとしても、本人に説明したり、意向を確認するということは必要であると考えますと、類型で分けるのではなくて、本人の同意は難しいけれども、必要性があるという場合は、何らかの根拠を持って申立てがなされる必要があると思いますし、その見直しも求められると思います。

3点目のところで書きましたが、虐待等の場合は、緊急性が高く、また本人意思の確認が難しい状況が多い。これは、判断能力の問題だけではなくて、本人の置かれている状況から本人意思の確認が難しい場合が多いと思います。結果として、後見という類型に判断されてしまうことも少なからずあるかなと思う中では、これは定期的な見直しが必要だと考えます。運用面でいろいろと努力しているところではあるのですが、見直しということがなかなかなされていない実態を考えますと、ここについては、類型の一元化であるとか、あるいは重めの判断をされた場合には、期間を決めて見直しをするということが求められるのではないかと考えています。

2点目は、報酬の在り方についてです。ここで申し上げたいのは、上の2つでございます。

これは、専門家会議でも御意見が出ているところですが、適正な報酬額と利用者が支払うことが可能な金額というのが一緒の議論になってしまっている。これを分けて検討していく必要があるというのが1点目です。

それから、2点目ですが、報酬が受領できないということを先ほど現状としてお伝えしましたけれども、利用支援事業がもう限界に来ているというのは、どこでも指摘されているところです。これは、予算の問題だけではないのではないかと考えます。市町村によって対象とする事案が異なっているという中には、申立人を首長申立に限定しない自治体が増えてきてはいます。本人申立、親族申立であっても該当させているところが増えてきています。

しかし、本人の資産から支払うことができないという条件が市町村によってばらばらだと思っています。例えば、預貯金を幾らまでと規定している自治体もあれば、年金収入などがそれなりの一定基準を超えていれば、資産が全くなくても、また負債があったとしても該当しない、させないという自治体もあります。

それから、よく見られるのは、生活保護に準ずるという制限であり、実際、生活保護に準ずるということは、生活保護は利用していないけれども、生活保護以下の状況の生活をしているということであり、非常に厳しい制限になってきておりまして、なかなか実際、報酬が受領できない状況になっています。この辺りについては、利用支援事業の活性化ということだけではもう難しいのではないかとということで、ここに書いてありますとおりで、民法862条の報酬を規定する条文の見直しとか、そもそもの考え方というものを、今、検討する時期に来ているのではないかとという提案です。

報酬の在り方の議論については、下のほうに書いてありますとおりでございますので、御確認いただければと思います。

「不正防止への取り組み」について、これも簡単ではありますが、まとめておりますので、御確認いただければと思いますが、まず、本会は、後見等を受任する会員への支援として、下記の取組を実施しております。

研修につきましては、参考資料5に社会福祉士会の養成研修についての位置づけの資料をつけさせていただきましたが、社会福祉士資格を取得して、会に入会してすぐに後見人としての名簿登載をすることはできません。研修体制のステップを踏むことで、質の担保というものを図っております。

さらに、この研修は、これまでは後見人を受ける、受任者を養成するための研修でしたが、3年前から、例えば中核機関等の後見制度や権利擁護支援に関わる相談を受ける業務につく方、地域包括支援センターや障害者の相談支援などを業務として行う方たちを対象として広げた研修としてやっております。そして、実際に後見を受任するためには、名簿登録研修という別の研修をさらに受講していただいて、そこから名簿登載に進んでいくという形になっています。社会福祉士は、全て、どのような立場にいても成年後見制度や権利擁護支援の制度を学び、理解して対応できるようにということで研修体制を組み直しているということです。

そのほか、もろもろ仕組みが書いてございますが、3番目のインシデントレポートの共有と活用は、いわゆる事故になる前のヒヤリハットということですが、こういう仕

組みをつくっているのですが、実際、なかなか活用が進んでいないところもありますので、少し取組を進めていきたいと思っていますところ。

それから、名簿登録が単年度ごとで審査されているということや、第三者性を担保した業務監査委員会をそれぞれの都道府県で整備して行っているところ。令和元年12月に開催されました第4回の中間検証ワーキングでも、不正防止への取組の資料を本会から出しておりますので、見ていただければと思っております。

それから、これは都道府県の社会福祉士会の取組例として、幾つか御紹介したいと思いますが、まず1つ目は、苦情になる前の「意見・要望フローチャート」というものを作成して、早い段階から御意見・御要望という形で受け止める仕組みをつくり、そして、明らかにそこで本人に不利益が生じているということが分かった場合は、速やかに苦情申立につなげるシステムを明確にして対応しているということがございます。この特徴は、ちょっとしたことでもいいので、何か御意見や御要望があればお知らせくださいという形でオープンにしているところ。

この段階では、問題がまだ大きくなっていないというか、問題が発生しそうなところで、後見人を孤立させずに、そういう御要望が入ったということを受け止めて、受任者、会員とともに支援方針を考えていくということをやっています。

それから、地区ごとにブロックをつくってサポート体制をつくったり、顔の見える関係性をつくるということにも取り組んでいるところが多くあります。

そして、これらの情報が入ったときに、家庭裁判所との連携というのはそれなりに取らせていただいておりますが、今後は地域の中核機関との連携というのをどのように取っていくかということが専門職団体としては非常に大きな課題としてあるかと思っています。

もう一つ、ここは定期報告が遅れていますという情報を家庭裁判所から受け取ったときに、法人後見監督の体制がある県では、法人後見監督人になって対応するというを行ったり、不正に限らず、御意見等があったときに、業務監査委員会という第三者性を担保した委員会が対応するなど、様々な取組をしているという御紹介でございます。

それから、日本社会福祉士会としては、ホームページ上で、これは後見に限りませんが、社会福祉士会の会員に対する不平・不満といいますか、何か問題を感じた場合は受け付ける窓口を公表しており、適切に対応を心がけているところ。残念ながら綱紀事案や処分が出た案件につきましては、規定に基づいて事実を公表しております。これらの事実を公表し、共有することで、信用失墜行為が二度と起こらないように、一人一人の会員が人ごとではなく、我が事として受け止めて、団体一丸となって信頼回復に努めていくということに取り組んでいるところでございます。

最後になりますが、社会福祉士及び社会福祉士会に期待されていることとして、できること、できないことという報告をとの御要望があったのですが、できないことはたくさんありますので、どんなことが期待されているかということでもまとめさせていただきました。

社会福祉士には、そもそも2つの役割があると思っています。1つは、それぞれの会員

が所属する組織で相談業務等を担う。その中で、権利擁護支援とか制度活用について対応していくという役割。そして、2つ目には、個人あるいは法人の担い手として、後見人等としての役割を持つということ。いずれの役割においても、倫理綱領に基づく実践が期待されており、意思決定支援というものは、今、非常に注目を集めていますけれども、当初から社会福祉士としては実践の基本であったということを改めて確認しているところです。

さらに、この2つの役割に加えて、今、中間とりまとめ、次年度の基本計画をつくっていくに当たって、3つ目の役割があるかと考えます。市町村で設置が進む中核機関において、中核機関の役割や機能を実践する職務を担うこと。そして、地域の専門職団体の一員として、中核機関を支え、都道府県や家庭裁判所との連携を強化する役割が期待されていると考えます。中核機関の業務を担う社会福祉士へのバックアップ、中核機関で実施される検討支援会議や協議会へ関わっていくこと。そして、都道府県レベルの協議会へつないでいく役割、家庭裁判所との連携を具体的に進めていく役割が、日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会に期待されていると考えております

最後になりましたが、これも第10回専門家会議で意見を出したところですが、「専門職の活用を踏まえた公的後見の体制整備について」です。地域の個別ニーズに応えることが、専門職団体の供給体制では、今、限界が来ております。要請に応え切れないという実情があります。制度の持続可能性においても問題だと考えます。これは、専門職団体だけでどれだけ努力しても解決できないことです。このようなことを現実に機能させていくためには、専門職の活用を踏まえた公的後見の体制整備に向けて、具体的な検討を始める必要があるのではないかと考えております。

以上で私の報告は終わります。御清聴ありがとうございました。

○新井主査 星野委員、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。質疑応答の時間は5分を予定しており、画面にタイマーをセットします。できるだけ多くの方から質問をいただけるよう、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの報告に質問のある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願い申し上げます。なお、時間が制約されておりますので、全員を指名できないこともありますが、最後に少し時間を設けますので、御了承ください。

それでは、質問のある方、「手を挙げる」機能で意思表示をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、一番最後に時間を取ることにして、次の報告に移りたいと思います。次に、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 西川委員からお願いいたします。

○西川委員 リーガルサポートの副理事長をしております司法書士の西川です。私のほうから「リーガルサポートから見た現状と課題」という報告をさせていただきます。新井主査から御指示いただいています検討項目に従って、このスライドに書いてあります、不正防止の取組から始まる5つの項目について報告させていただきたいと思っております。

まず、「不正防止の取組」からですけれども、その前にリーガルサポートという組織についてです。高齢者・障害者等の権利の擁護を目的とする団体として設立されております。様々な事業を行っていますが、事業の第1番目に掲げているのが後見人の養成、推薦、指導監督です。司法書士及び司法書士法人を正会員とする組織で、リーガルサポートは全国で1つの法人でして、司法書士会の単位ごとというのは法務局の管轄区域ごとということですが、全国に50の支部がある組織になっております。北海道は4か所、それ以外の都府県には1か所ずつ支部があるという形です。

リーガルサポートは、専門職後見人の養成と、指導監督を事業の2本柱として考えております。具体的にはここに1から4まで書いてありますけれども、今日はこれを御説明することで不正防止の取組の御報告とさせていただきたいと思っております。

まず、名簿登載の仕組みです。リーガルサポートでは、所定の研修単位を取得した者の会員の名簿を作成して、家庭裁判所に提出しております。名簿は登載期間がありまして、2年としており、2年後には名簿登載の更新をしていただくという仕組みにしております。名簿登載の更新時にも、研修単位の取得が必要という仕組みになっております。後見人の候補者の推薦だけでなく、相談員とか研修会講師、委員派遣等も名簿登載者であるということをや要件としております。

その名簿登載のために必要となる研修ですけれども、法律だけでなく、福祉、医療、人権、倫理等、幅広いテーマで実施しております。名簿の新規登載に当たっては、22時間以上の研修を要するとしておりまして、基礎的な実務に関する研修のほか、制度の理念とか倫理、それから、認知症、知的障害、精神障害の理解といった内容、虐待防止の理解等も必修科目としております。

名簿の更新時には15時間以上の研修受講を要件としておりまして、倫理とかグループワークを必修科目としております。

それから、業務報告を会員に求めて執務管理支援をすることを法人として行っております。会員が受託している全ての事件を対象として、会員にはインターネット上のクラウドを利用して、6か月に一度の頻度で業務報告を求めています。家庭裁判所への報告は、通常、年に1回ということが多いと思うのですが、リーガルサポートへの業務報告は6か月に一度を原則としております。会員から提出された業務報告は、執務管理委員がチェックして指導監督をするという体制を取っております。業務報告は、会員にとっては自らの後見業務の振り返りや見直しの機会になると考えております。

会員に業務報告を求め、執務管理支援をする。具体的には、まず就任時に報告していただく。身上保護事務の方針を検討するのに必要な情報、それから財産に関する事項を報告していただいて、その後、定期的な遂行報告を6か月に一度の頻度で行ってもらっています。通帳の写し等の添付を求め、資産の増減、収支実績について、確認・報告するという体制です。そして、終了時にも財産目録に相当する事項や財産の引継ぎに関する報告をしていただくという体制を取っております。

この業務報告と執務管理支援の課題を挙げています。これまで業務報告、執務管理支援は不正防止という目的を中心に仕組みを発展させてきておりますので、現状、財産管理に関する事項が中心となっております。今後の課題としては、身上保護に関する指導監督、支援の充実ということを目指さなければいけないと考えております。

それから、不正防止の取組として特定会員制度というのも実施しております。より詳細な指導監督の実施が必要な会員、具体的には、報告遅滞が見られるとか、家裁から指導要請がある、多額の現金管理が見られるといった不適正・不適切な事務が疑われる特定の事項がある会員を特定会員としまして、業務報告時の裏づけ資料として詳細な資料の提出を求めるとか、預貯金通帳の現物を確認させていただき、現金出納帳を出していただくという形でチェックしております。

現在、リーガルサポート会員は6万件ぐらいの事件を受託しています。そうしますと年間に12万件的報告をしていただくということになります。大半の報告は、問題なく後見事務を行っている会員からされているわけですが、そうでない案件もあるという中で、12万件的のチェックをするのに、よりめり張りをつけてチェックするためにこの特定会員制度というものを導入しております。

それから、不正の抑止策として、全件原本確認ということも実施しております。これは、不適切な事務が疑われる場合でなくても、全会員を対象として実施しております。基本的には、会員が受託している全ての事件を対象として、預貯金通帳等の原本を確認させていただき、通常の業務報告ではコピーの提出を求めているのですけれども、全件原本確認では原本を確認する。そして、業務報告された預貯金の残高と通帳の原本を照合するという確認をしている。こういった形で不正防止の取組、不正の抑止策も行っています。

続きまして、「リーガルサポートが関わっている後見人等の交代」です。リーガルサポートの会員が後見人等に就任している場合において、リーガルサポートが関わって交代に関与するというのは、苦情を契機とするものと、会員自身の病気や死亡を契機とするものがあると考えております。いずれのケースでも、家裁を含めて関係機関が連携を取って、それから先ほど御報告しました業務報告とか執務管理支援の仕組みと連動して、円滑かつ迅速な後見人の交代に組織として関与していると考えております。

まず、苦情等を契機とするものについてですけれども、苦情ではない情報提供も含めまして、会員による不適切な後見事務が判明することがあります。それによって、辞任や解任に至るケースがあります。本人や親族のほか、行政、中核機関、包括、ケアマネ、事業所等から情報が寄せられるというケースもあります。

それから、苦情ということとは少し違うのかもしれませんが、親族・関係者等とのコミュニケーション不足、説明不足も含めたトラブルから辞任等に至るケース。辞任を要求されたり、解任の申立てがされる、あるいは、関係性がうまく調整できないということで、自ら会員が辞任を申し出るというケースも最近は何つか出ております。こういった苦情やトラブルが会員の明らかな知識不足とか業務懈怠、放置というものが原因である場

合には、リーガルサポートとしては会員の業務の改善を当然指導しておりますが、苦情のうち的一定数は制度理解の不足に起因するものもあります。そのような場合には誤解を解消するための説明をリーガルサポートとして、しております。

辞任を要求されるケースの具体例を幾つか挙げておきました。会員の説明や発言、態度に不安や不信感を抱いたという事例ですとか、後見人の報酬が納得できないという苦情をいただくというケースもあります。

望んでいた後見人が選任されなかったことに納得できないという親族の方からの苦情もありますし、会員が行った後見事務が親族の思惑とは違っているという苦情もあります。正直申し上げまして、会員が親族間の対立に巻き込まれたり、本人と親族の考え方の違いに振り回されたりということも現実としてはあります。

それから、本人との関係は良好なのですけれども、親族が会員に対する強い不信感を抱いているということで、関係修復が困難になっているという事例もあります。

2つ目の、会員自身の病気や死亡を契機とする交代ですけれども、こちらについては、通常は後見人が突然、事実上不在になるということですので、リーガルサポートとしては関係機関と連絡を取り合って、スムーズに引継ぎができるように活動しております。通常、病気とか死亡というのは突然発生しますし、専門職の場合、1人で何件か事件を受任しているケースがあります。会員によっては10件、20件受任している。そういう会員が突然亡くなることもあるわけです。そういう場合、正直言いまして後任者の推薦には苦勞することはあるのですが、逆にそういうときこそ専門職団体が力量を発揮できているのかなとも思っております。

いずれにせよ、家庭裁判所と連携して、法人において管理している会員の情報、受託事件の情報を基に速やかに後任者を推薦するという形で、リーガルサポートとしては交代に関わっております。

専門職団体の強みと書かせていただきましたけれども、個人でカバーできないところは所属団体が適切にフォローするという仕組みを構築できているのではないかと考えております。家庭裁判所との連携というのもできておりますので、そういった点で円滑な交代に関わっているのかなと考えております。

苦情対応で感じている課題。これは、9月1日のワーキングでも私のほうから発言させていただきました。会員を辞めさせてほしいという申出の形で苦情をいただきますと、なかなかうまく解決ができないという実情がありますが、会員の行った後見事務が、実際には解任事由に該当しないとしても改善の余地があるケースがあります。コミュニケーション不足とか、意思決定支援、身上保護の視点が不十分とか、チーム支援・連携に非協力的ということがあり得ます。そういった場合、基本的には辞任を促す方向ではなくて、会員に対して苦情を受け止めた上で、後見事務を顧みて、今後の後見事務の遂行について考えてくださいと指導しています。支部によっては、役員が個別ケア会議とか事例検討会議等に参加させていただいて、問題点、改善点を洗い出して会員に改善を促すということもし

ております。

こういったことから、9月1日にもお話しさせていただきましたけれども、解任を前提としない調査の機能・制度を家庭裁判所に用意することはできないのかとか、あるいはトラブルの解決・解消に向けた調整のような紛議調停のような機能を、中核機関の機能として組み込むことはできないかということを考えております。

気になる最近の傾向です。苦情をいただいて会員調査したところ、心身の不調によって後見事務の継続が困難になっているというケースもあります。逆に、苦情を契機に精神的に参ってしまっているという会員も見受けられます。後見事務は相当なストレスがかかる業務ということなのかもしれません。会員のメンタルケア、会員のフォローというのも組織としての課題だと考えております。

続きまして、改善すべきと考える事項を事例で紹介させていただきたいと思います。Aさん、80代女性。あくまで架空の事例ですけれども、夫から相続した自宅で独り暮らしをしていて、認知症の診断を受けています。御家族は近くに暮らしています。家族が訪問したことを覚えていないことがあるとか、今までのようにしようとしても思いどおりにできないことがあるとか、通帳を紛失してしまうことがあるというのが現在の状況で、支援の体制は、ここに書いてあるとおり、何とか在宅で独り暮らしができていているという状況だという前提です。

「ある日のこと」というところですが、めいというのはAさんの亡くなったお姉さんのお子さんです。めいからAさんの弟のBさんが亡くなった、その相続手続が必要なので協力してほしいという手紙が届きました。亡くなったBさんは子供がいない。姉であるAさんは相続人の1人ということになります。手紙には、手続を説明する司法書士の書面とBさんの遺産目録が同封されています。遺産は、借地上に建っている築年数不詳の建物と預貯金が150万円ぐらい。きょうだいが多いこともあって、Aさんの取得財産は法定相続分で計算すると50万円に満たないぐらい。遺産分割に関して、Aさん自身の意思の確認が困難だということで、お子さんたちから判断が難しいと回答した。

そうすると、司法書士から、手続を進めるためには後見人を選任する必要がありますよという説明を受けた。しかも、遺産分割協議が終わっても成年後見制度の利用は継続するという説明を司法書士から受けて、そこまで必要なのでしょうかとということをおっしゃったケースです。司法書士の実務の現場では、よく遭遇する事例ですけれども、遺産分割協議のためだけに成年後見制度が必要なのでしょうかとということです。苦情という形ではないのでしょうか、そういうふうに言われてしまうということです。

例えば、相続のみに限定した権限が付与されて、手続が終われば必要性がなくなったということで取消可能であるような制度の利用はできないだろうかという声は聞きます。

それから、今後想定される変化ということで書いておきましたけれども、Aさんは、現状は在宅で独り暮らしができていますけれども、認知症が進むかもしれない。御家族の状況も変わるかもしれない。そうすると、今までのような支援もできなくなるかもしれ

ない。その時々本人や家族の状況の変化に合わせて柔軟に制度の利用ができれば、メリットを実感できる制度になるのではないかと、例えばということで下のほうに書いておきましたけれども、後見人は、当初は「見守りの」な支援で関与する、状況の変化に応じて権限を拡張していく、といった柔軟な制度利用ができればいいのにと、という声をお聞きします。

ということで、法改正に向けて、例えばということで、必要性・補充性の原則を取り入れることはできないだろうか。

3類型の一元化というのはちょっと分かりにくいかもしれませんが、マル4と併せて考えていただくといいと思います。後見類型相当の事案であっても、必要な行為に限定した権限付与ということから始めていくということですね。

それから、要介護認定も有効期限があるわけですが、成年後見制度の利用のための審判も定期審査ということを考えてもいいのではないかと。

開始・選任の審判と行為能力の制限というのは分けて考えることもできるのではないかと、といったことが考えられると思います。

一方で、下のほうの☆印ですが、現状で保佐・補助開始後の代理権の付与の審判の手續に時間がかかっている場合があります。私の経験上も、例えば調査官調査の日程を調整するだけで1か月先になってしまうというケースがあったりするわけです。裁判所も忙しいとは思いますが、少ない権限から始まって、徐々に権限を追加していくということ考えた場合に、代理権の付与に時間がかかるという現状は、運用面での工夫が望まれる部分なのかなと思います。

それから、現状、権限の付与によって、結果的に本人の取引を制限してしまうことがあります。特に金融機関の実務対応は問題だと考えておりますので、改善が必要だと思います。

状況変化に合わせて柔軟な対応ということですが、ここでは黒い菱形のところ、後見人が関わることにより、本人や周囲の支援の状況が変化しても、継続性のある支援が可能にと書いておきました。利用するサービスが変わると支援者も変わるということがあります。

分かりやすい例で言うと、在宅の方が施設入所しますと、それまでのケアマネさんとかが全部変わって支援者が変わることになるわけですが、早い段階から後見制度を使って後見人が支援するという形を取りますと、ほかの支援者が交代してしまっても後見人が一貫して支援ができるという状況になります。これで本人や周囲の支援の状況が変化しても継続性のある支援が可能になるのではないかと考えておまして、特に意思決定支援の重要性ということ考えた場合に、後見人が早い段階から関与するということは意味があるのではないかと考えております。

次の事例2と3は、すみません、時間の関係で省略させていただきますが、リーガルサポートと日本司法書士会連合会が昨年9月に「任意後見制度の利用促進に向けての提言」

というものを公表しておりますので、そちらも参照していただければと思います。

それから、改善すべき点の3つ目、候補者の推薦の課題ということを書かせていただきました。家庭裁判所や行政からリーガルサポートに候補者の推薦依頼をいただくケース。例えば、不動産の売却とか遺産分割、財産の調査を要するといった、司法書士の専門性を発揮できる案件で多く推薦などをいただいていると認識しております。後見事務の経験が豊富でない会員でも、こういったものは対応可能なものが多いと考えております。

しかし、最近、課題が不明、あるいは特に司法書士後見人を必要とする理由が見当たらない案件でも推薦依頼をいただくケースが増えていると考えております。

さらに、明らかにアセスメント不足のまま、取りあえず成年後見制度、取りあえず司法書士をという推薦依頼も増えているのかなと感じております。

このような推薦依頼は、課題が分からないまま候補者を推薦しなければいけませんので、苦勞します。候補者の推薦に当たって、会員の特性を生かし切れただけでなく、ミスマッチが生じる原因にもなっているのではないかと考えております。

そもそも推薦依頼を受けるに当たり、提供される情報が少な過ぎるのではないかと考えております。例えば、福祉的なアセスメントを経ていない、後見開始後に福祉的な課題の整理・解決から行わなければならない案件は、経験豊富な会員でなければ対応は難しいということになります。これに対し、福祉的な課題が整理されており、ただ、財産管理的には課題があるという事案。これは、司法書士の中では、後見事務の経験が余りない会員でも対応できるということが一般的に言えると思います。そういった受任者調整の課題もあると考えています。提供される情報が多ければ、ミスマッチを防ぐことができるだけでなく、適材適所の推薦も可能になると考えています。

それから、人が人を援助するという事務ですから、事前の顔合わせなしで円滑にスタートさせるということ自体、困難だと考えております。できれば顔合わせを経てから推薦する候補者を決めるという仕組みを構築できればと思っております。

次は現場で頻繁に遭遇する課題を多数挙げております。

金融機関、証券会社の対応で、職員の制度理解が十分でないため、非常に時間がかかってストレスがかかる。口座振替依頼書を作成して提出するだけで、かなり時間がかかってしまうということが実務ではまだまだあります。

それから、携帯電話の契約。変更・解約も含めて、現場でストレスを感じている後見人は多いと思います。マニュアルに書いていないと、たらい回しされてしまうという経験を多くの後見人がしていると思います。

書類の送付先についても、財産管理に関する書類ですから後見人のところに送ってくださいと申し出ても、それはマニュアルに書いていないのでできませんというケースが、実務ではまだ多くあります。

契約書類の標準書式も、成年後見制度利用者用の書式を用意していただいている事業者等もあるのですけれども、これも事業者の皆さんに採用を検討していただきたいと思いま

す。住民票職権消除の対象となるような懸念があるケース、どうしたらいいのかと困るケースもあります。

生活保護については、今日、資料を出していただきましたけれども、解消の方法で事務連絡が出ているということです。

残りの時間で、「専門職・専門職団体としてできること、できないこと」、それから課題について御説明させていただきます。

担い手の確保・育成に関しては、候補者の養成・推薦のほか、市民後見人とか法人後見の事業に関与するというのを現在でもしております。

それから、リーガルサポート自身が法人後見あるいは法人後見監督も実施しております。法人後見は、現在、50件ぐらいの事件を受任しております。累計で300件ぐらい受任しております。リーガルサポートの法人後見は、いわゆるパブリック・ガーディアン機能を果たしていると考えております。ただ、多数の事件の受任は難しいということで、過去に一番多く受任していたときには同時に120件ぐらい受けていたこともありますが、現在では、課題が解決したら、法人は辞任して個人受任に切り替えるという方針で50件ぐらいという状態になっております。

法人後見については、業務審査委員会という第三者の委員の先生方にも御意見をいただきながら事業を実施しております。

それから、多数の「無報酬」「著しく低廉な報酬」の案件の受託は困難ということも指摘させていただきたいと思います。

不正防止については、今日御報告したような取組を行っているということも、このスライドに書いています。

それから、ネットワークの構築・中核機関の支援に関してですが、ケース会議への参加、受任者調整会議への参加、委員の派遣等ということを書かせていただきましたが、全ての市町村への派遣というのは現状では困難です。家庭裁判所の支部・出張所も含めた管轄単位では、何とか派遣したいと考えております。

公益信託成年後見助成基金という公益信託を当法人が委託者となって設定しております。報酬助成の仕組みで、これは司法書士に限らず、第三者後見人に利用していただける仕組みです。ここに書かせていただきましたけれども、財源が不足で十分に助成ができていない等の課題がいろいろございます。

最後です。専門職団体として感じている課題ということで、現在、リーガルサポートでは、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの理解と実践ということを会員に促している真っ最中であります。専門職後見人というのは、専門職が後見人をやっているだけで、後見の専門職ではないのではないかと御指摘もいただいているところですが、リーガルサポートでは後見の専門職になりましょうということで会員を指導してきております。今後、さらに後見の専門職から権利擁護支援の専門職へ、これは、とりもなおさず、まず意思決定支援の専門職になることを目指さなければいけないのではないかと

いうことを、専門職団体として今、考えております。

2つ目の不正行為の防止・抑止は、リーガルサポートの22年の歴史の中で、特に最近10年間ぐらいは、最も力を入れて行ってきた事業です。今後もここは一生懸命やっていかなければいけないと考えております。

それから、社会福祉士会からも御指摘がありましたけれども、受託可能な後見事件のキャパシティというのは限界があるということも事実です。経験豊富で、本人の意思決定支援、身上保護、チーム支援等も十分にできる会員というのは、既に多数の事件を抱えておりますので、これからはそんなにたくさんの事件を受けられない。これは間違いのない事実です。

その次は、会員数の増強です。担い手を増強しなければいけないのですけれども、まずは司法書士会の協力も得て、会員数の一層の増加を目指したい。全国で今、司法書士が2万3000人ぐらいいますけれども、リーガルサポートの会員は8500人ぐらい、入会率は37%ぐらいです。そのうち名簿登載者が7200人ぐらいという状況で、会員の増強を司法書士会の協力も得て目指していきたい。後見事務を行う司法書士は、リーガルサポートに入会して後見事務を行ってほしいということを、リーガルサポートとしては常に申し上げております。

最後の3つですけれども、今後、ネットワークの構築・運営に携わることのできる会員の養成・増強が課題だと考えております。司法書士は、これまで具体的な事件の受任を前提として成年後見制度に関わるという関わり方が中心だったのですけれども、今後は地域の権利擁護支援の機能への関わり、権利擁護施策への組織としての関与というものが課題だと考えております。

リーガルサポートからの報告は以上です。ありがとうございます。

○新井主査 西川委員、どうもありがとうございました。

ただいまの報告に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。質疑応答の時間は5分を予定しておりますので、質問と回答は簡潔にお願いいたします。質問、いかがでしょうか。

それでは、住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

御報告ありがとうございました。私たちの地域でもそれぞれの専門職団体の方に大変お世話になっております。先ほどの社会福祉士会の御報告のように、個人で独立型の事務所を開いている方は、多くの件数を受任していただいていますし、リーガルサポートの会員の方の中にも多くの件数を受任していただいています。その場合、個人が受任する件数について、会として何か基準を設けておられるのか。また、個人事務所の体制や確認など、それから不測の事態に備えた具体的な検討などを、それぞれの会で何か基準を設けておられるのかということがあれば、参考として教えていただけたらと思います。

これは、皆さんにお聞きしたい項目です。よろしく申し上げます。

○新井主査 西川委員、いかがですか。

○西川委員 御質問ありがとうございます。

リーガルサポートは、自営業者の団体ということもありまして、具体的な受託事件数の上限は定めていません。というのは、司法書士が、事務員も雇わず1人で後見業務も含めた司法書士業務全部をやっている事務所もあれば、事務所のスタッフと一緒に事務所を運営しているケースもありますし、個人ではなくて法人という形で受任しているケースもありますので、一律に何件以内という基準にはなじまないと考えております。

ただ、現実問題として、事務所の規模とか体制によって、おのずと受任できる件数というのは限度があるわけで、それは逆に言いますと業務報告の遅滞という形で現れるということになると思いますので、たくさんの事件を受けて業務報告が遅滞しているということであれば、そういったことを契機に会員の指導をしているというのが現状です。

○新井主査 ありがとうございます。

今の住田委員の質問について、星野委員にもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○星野委員 星野です。ありがとうございます。

社会福祉士会でも、これは今、結構話題になっていて、県によっては上限設定しているところもございます。勤務型の場合は何件とか、独立型の場合は何件。ただ、そういう制限を設けているところのほうが少ないかなと思います。今、西川委員からもお話あったように、個別の事情によって異なるので、件数を機械的に決めるのはどうかというところと、専門職として自分の受けられる範囲はどのぐらいかというのを、まず自らがきちんと自覚してやるべきではないかと、私は個人的にはそんなふうに思ったりもするのですが、おっしゃるとおり、今、そのことが話題になっているのはたしかです。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかに手を挙げる方はいらっしゃいますか。

それでは、よろしければ先に進んで、一番最後のところでまた質問いただければと思います。次は、日弁連 高齢者・障害者権利支援センターの青木委員から報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○青木委員 皆さん、こんにちは。日弁連の高齢者・障害者権利支援センターの副センター長をしております青木と言います。よろしくお願いいたします。ふだんは大阪で弁護士をしております。それでは、画面共有をさせていただきます。

それでは、日弁連あるいは弁護士会の現状から見ました課題等につきまして御報告させていただきます。

まず、弁護士会あるいは弁護士というのはどういうもので、どういう団体かというのは、実はなかなかお話しする機会もないと思いますので、その点に簡単に触れておきたいと思っております。

弁護士会は、全国に52ありまして、都道府県ごとに裁判所単位で設置されているのが基

本となっております、北海道と東京が少し特殊ということになっていまして、現在4万3000人ほどが弁護士として活動しております。

全国の様子は、都会に集中しているところが大きな課題でして、ここにありませうように、都道府県によって大きな差があるということが現状であります。

弁護士会は、弁護士法に基づいて全て規定されていまして、弁護士は、弁護士会と日弁連に必ず登録して仕事をしなくてはならないという、いわゆる強制加入団体となっているのが最大の特徴になっております。したがって、弁護士をするのに弁護士会に加入しないということとはできない。逆に言うと、弁護士会から処分を受ければ弁護士ができなくなるという強い規律となっているのが特徴ということになります。

弁護士法1条というのは御存じだと思いますが、弁護士は、基本的人権の尊重と社会正義の実現ということとその使命として付託されています。そこにおいて、弁護士も弁護士会もそのことを自覚しながら、様々な活動を展開しているということでありまして、成年後見制度や権利擁護の活動も、2000年の改正以降、この人権擁護活動の一つとして続けて取り組んできているところでございます。

弁護士は、そういった高い使命を付託されているわけですが、具体的な特徴としては、法律実務の専門家であり、原則として法律実務は弁護士しかできないという国家資格としてなされています。したがって、刑事事件、民事事件だけではなく、法律事務と呼ばれるものについては、基本的には弁護士が担うということで、逆に弁護士でない者が、まち中で示談等をしたり、誰かに権利請求するということがあれば、弁護士法違反ということにもなることになっております。司法書士さんが、一定の業務について、その例外として認められているということがあります。

弁護士会は、そうした弁護士がきちんとした法律事務を独占しているわけですから、それが国民にとってしっかりとしたサービス提供になるようにするために、弁護士一人一人の品位を保持するための様々な指導・監督をすることと、その改善、質の向上を図るための様々な助言・指導することを大きな役割としていまして、ここに弁護士会の大きな存在意義があります。

もう一つの大きな特徴は、弁護士自治。弁護士会は、どこからの指導監督も受けずに、監督官庁がなく、弁護士会自らが弁護士の様々な活動を規律し、自治でやっていくということにしています。それは、戦後、弁護士が国家権力の下で様々な弾圧を受けて、国民の権利を守ろうとする行為を妨げられないようにするために認められた制度で、弁護士活動の根幹とも言える。ここから、弁護士会は、弁護士のことをしっかりと自治に基づいて規律しないとけないとともに、弁護士一人一人が自由に国民の権利を守るための活動ができるように、様々なことから守るという2つの側面での使命、活動するということが、他の専門職団体にはない最大の大きな特色ということになっております。

したがって、弁護士一人一人の活動というの、職務の独立として保証するということが一方で大変ですし、しかし、それが国民の権利義務にマイナスになる場合には、弁

護士会が弁護士をしっかりと指導監督、場合によっては懲戒を行うことが求められることになっています。

そのために、弁護士会には、全ての弁護士会に市民窓口があり、紛議調停の調整機関があり、懲戒手続に基づいて、誰でも弁護士に対する苦情を申し立てた上で、懲戒に該当するような非違行為があれば、全体としての処分を求めることができるという手続が定められていまして、最終的には日弁連がこれを規律するということになっています。

なお、弁護士会で私たちがいつも成年後見を課題にして、我々のようなセンターの者が出てきますのは、弁護士会の中にこうしたセンターがございまして、その中で高齢者や障害者の様々な活動を全国の150人の弁護士がしておりまして、その中で成年後見や意思決定支援についても大きな位置づけを持って、部門をつくって検討しているということになっております。

それでは、まず最初に、この間、20年以上、弁護士会として、あるいは弁護士後見人として活動する中で感じています、新しい今後の成年後見制度の在り方について、お話しをします。これにつきましては、第10回の委員の意見として、私のほうで資料を出ささせていただきまして、本日もつけていただいておりますが、それと同じ中身につきましては、再度エッセンスを御紹介したいと思っております。

まず、新たなグランドデザインが必要と書いていますけれども、成年後見制度が2000年にできて以降、大分たちまして、今の新しい状況の中で、権利擁護支援全体の中での位置づけというものはっきりさせながら、制度改善を考えていく必要があると考えています。この「中間とりまとめ」の中でも様々な議論されてきましたように、全体としての基盤である権利擁護支援。こうした中で、意思決定支援を含めた大きな枠組みというものが求められてきています。

そういった枠組みの中で、成年後見制度が果たしてどのように位置づけられているのか、どのように変わるべきなのかという議論がとても大事だと思っていまして、メリットを実感できる制度としてやってきましたが、よりそういった大きなデザインの中で成年後見制度を捉えることが大事だろうと思えますし、それは障害者権利条約が求めてきている障害者に関する法的能力の12条の養成との関係でも重要ではないかと思えます。

大きく言えば2つですね。ここでもいろいろと議論してきました、意思決定支援に基づく様々な支援を地域福祉の中でどう育てていくか。そういった基盤を育てる中で、その中における成年後見制度というのは、今まで以上により必要な事柄を、必要な時期に、御本人に代わって代理するという制度である以上、御本人の意思でできるものはそれによらず、どうしても代理行為が必要なものについて、適宜使っていくという制度として、コンパクトに、必要なとき、必要な時期、必要な部分に限ってするという制度にしていく必要があるのではないか。そういう大きな枠組みで捉えていくことが重要ではないかと思っておりますし、逆に言えば、1番の意思決定支援の制度がどのように育っていくかということとの相互関係の中で仕組みがつくられていくことになるのではないかと考えています。

これを必要性と補充性の原則と、これまでの御発表にもありましたが、そういう制度とか、いろいろな仕組みを変えることによって実現する必要があるのではないかと考えています。

実は、この間、5年間、この専門家会議等でも議論されてきています様々な課題というものを、ここに幾つか声として挙げていますけれども、そういったものも、より必要性や補充性、期限を区切ったものにするによって解消できる面もあるのではないかと考えています。

一方で、成年後見制度というのは司法制度でありまして、民法に位置づけられた制度であります。そういう中で、御本人の権利を救済したり、尊厳を確保するために、虐待やネグレクト、その他のために、御本人の保護、尊厳の確保のために必要な制度としては、なお重要な手段であるということ。あるいは、司法制度として、紛争処理あるいは親族間対立といった、御本人の本来の趣旨とは違うところで要請されるものに対しても応えていかななくてはならない制度としての位置づけも重要だということを改めて確認した上で、全体像の中で位置づけるというものだろうと考えています。

そういう観点から、現在の制度は、5点にわたって法律の改正も含めた制度改正が必要ではないかということで提案しています。この5つにつきましては、参考資料で私のほうの意見として出したものに少し詳しく書いておりますので、詳しくはそこを御参照いただきたいと思っています。

審判の開始のときに必要か、あるいはほかの制度では難しいかということをしかりと検討した上で入ることが必要ですし、そういう発想に立つということは、後見類型だから全部、保佐だから一部という話ではなくて、一人一人、判断能力の程度とは別に、必要性の段階で代理権の付与も、それ以外の行為能力の制限も検討する。そういった意味では、類型は1つにまとめていくことに必然的になるのではないかと考えています。

また、開始したときとは状況が変化していくわけですから、その状況の変化に応じて、裁判所が職権でも変更ができるということも必要である。申立てによってできるというだけではなくて、定期的な審査をされる裁判所においても必要性をその都度検証することも重要ではないかと思えます。

そうすることの一つのきっかけとしては、審判を有期化する、あるいは更新することによって、定期的にチームと裁判所と中核機関等で状況を確認して、変更の必要がないかをチェックする仕組みがどうしても必要なのではないかと考えますし、それがあって、様々な交代とか、必要ない、もう要らないのではないかといろいろな課題が定期的に確認しやすくなると思います。

それから、後見人の交代というのが、今は解任でないとできないというのがありますし、解任のセットとして、解任された人は二度と後見ができないことになっていますが、この点を緩めることによって柔軟に交代を進めるということもできるのではないかと。

この5つが1つの大きな制度改革の柱になるのではないかと考えています。

それに加えて、いわゆる基盤整備という意味では、こういった改革をしていくには、3つの基盤整備がどうしても必要と考えています。

当然ですが、ニーズに応じて、いろいろなタイプのいろいろなものがその都度つくという後見制度になりますので、それに応じた後見の担い手が各地に同じように育つことがどうしても必要になります。

また、そういったものが持続的に各地に備わるためには、必要な財源の確保、報酬の確保も不可欠でありますし、これは今の利用支援事業では限界があるのではないかというお話も社会福祉士会からありましたが、国全体として、どこにいても使える。倉敷市のほうからも何回かに分けて御発言があったようなことが、どうしても必要なのではないかと思います。

そして、中核機関が育つとともに、裁判所にもニーズに合わせた裁判所になっていただく必要があると思ひまして、今では家庭裁判所は非常に大きな役割を国民の中で持っていますが、その中でも成年後見制度の家庭裁判所における比重が非常に高まっている中で、これに関するニーズに応えるだけの人員や様々な専門職の内部化も含めたものが必要ですし、弁護士会としては、地方に支部とか出張所をもっと作ってほしいということを何十年も前から要請してきています。支部を作ってほしい運動というのを家庭裁判所や簡易裁判所なども含めてやっているのですけれども、後見について支部や出張所をもっと広げてほしいということも含めて考えたいと思っています。

任意後見制度は、法定後見の中で言うと、より意思決定支援制度の延長線上に捉えられる制度であり、これまで以上に活用していく。それによって、御本人の意思、それから御本人の意思が表明できなくなった後も御本人の意思に基づいて、様々な代行ができるという意味で、より発展させる必要があると考えています。これにつきましては、様々な改善提言がありますが、ここに書いてあるのは読みにくいと思いますが、別紙の資料にしました改善提言を昨年11月に改めて取りまとめて日弁連として発表しておりますので、それをまた議論していただきたいと考えております。

制度改革の基盤整備については、先ほど申し上げたところですので、ここでは省略していきたく思いますけれども、この4つを先ほど申し上げたところでございます。

加えて、意思決定支援が整備されていかなければ、こうした適時・適切なピンポイントの成年後見というわけにはいかなくなりますので、必要性・補充性ということをしつかり確認できるためにも、各地域における意思決定支援をより進めて、支援さえすれば御本人の意思に基づいて様々な生活支援ができる。そういう資源を育てていくということが車の両輪として必要と痛感しているところで、この専門家会議での4月以降の議論というのは、それに非常に資するものになってきているのではないかと考えています。

次に、制度改善というのは長期的課題だとすれば、それに向けて制度改善までの過程にやることはないのかということについても、幾つか代表的な主要なものだけを御説明したいと思います。

1つは、既にいろいろなワーキングでも御発言させていただいていますが、マッチングのための目安を各地でしっかりとつくっていきましょう。これは結局のところ、御本人のニーズに合わせた選任につながりますし、実際は必要性等も検討することにつながっていくような議論の前提をつくるものになると思っています。この認識が各地域で共通することが重要。

加えまして、例えば、今は紛争があるから弁護士だけれども、これが落ち着いたら市民後見人がいいと思いますとか、場合によったら社会福祉士がいいと思いますということ、あらかじめ選任段階で想定することによって、先ほど言ったようなニーズに応じた交代ということなどが運用上も可能になるケースも出てくるのではないかと思いますし、実践されているところも出てきていると伺っています。

また、ミスマッチ事案につきましては、既に様々な御報告がありますので繰り返しませんけれども、解任を前提としないような、裁判所を中心とした調整機能ということができるかどうか。これを各地で模索していくことがどうしても必要になってくるのではないかと。その鍵になるのが、裁判所の家事審判手続規則の指示などを上手に使ったような運用ではないかなと感じています。

また、必要性・補充性や類型の一元化ということ、制度以前で取り入れていく。中核機関において本当に必要かどうか。成年後見が必要なのはどういう点で、どうやれば本当は必要ないのかとか、そういったことをしっかりとアセスメントした上で申立てにつなげていくという実践が積み重なることが基盤づくりにもなるだろうと思いますし、保佐の代理権と補助の開始等については、必要性に基づいて取り消したりできるので、その運用というものをさらに進めるということもあるのではないかと思います。

また、後見人については、必要性・補充性を検討する法律の説明になっていませんけれども、様々な意思決定支援をより御本人の周りにたくさんつくることによって、後見人が実際に代理・代行することが少なくできるような運用というものを考えていくことも大事だろうと思います。

また、判断能力について、本人情報シートなどでその点を大分考慮していただいていると思いますけれども、より一層、御本人が周囲の資源と意思決定支援によって、後見類型、保佐類型、補助類型についての判断についても、一定の法的判断ができないかということを検討していくことも大事かなと考えています。

こうしたことを検討するには、誰かの申出を待つてできる事案ばかりではありませんので、絶えず定期的な審査ができるような工夫というの、あらかじめ審判時に、このケースについては3年後に検討したいということにしておくというようなことを運用上決めるという取組も、今の制度の中でも試みることができるのではないかと思います。

そして、こういうことをしていくことについても、裁判所が様々な形で、中核機関との連携もそうですが、裁判所の中でもそういったことのアセスメント等をしていくことが次第にできていくような体制づくりも、ぜひともお願いしたいと考えています。

弁護士会としましては、専門家として、どういう点について実際に後見人として発揮できるかということについて、改めて考えています。ここにありますようなことが弁護士の本来やっている具体的な仕事ですが、この専門家としての仕事に合った後見実務ということを、特に専門性として引き受けていく必要があるし、それに加えて、ベースとなる後見人としての意思決定支援や身上保護もしていく。こういうアプローチをより一層強めていく必要があるだろうと思っています。

そういった意味で、弁護士が担う後見事案としては、ちょっと長くなりますので、見ておいていただきたいと思いますが、ここにあるような様々な事案が弁護士の専門性に着目した事案ということになっていくのではないかと思いますし、現にこういう事案をたくさん裁判所から推薦を受けています。

また、中核機関への後見という意味では、ここに書いてありますように、中核機関設立そのものへの準備から、様々な専門職としての助言から、ケース会議への参加、その他運営への助言ということも含めて、様々なやっていくことが可能ではないかと思っています。こうしたことにつきましては、実は2018年にリーガルサポートさんと社会福祉士さんと一緒になって、3つの団体ではこういったことを各中核機関に貢献していきたいと思っていますということも提案しているところでもあります。

ただ、弁護士会としても対応に限界があるということも感じていまして、1つは、先ほど申し上げましたような、弁護士会としての関与ができる限界としては、推薦している弁護士ということになりますし、そうでない弁護士については、弁護士自治の範囲でしっかりと監督していきますが、弁護士自身の職務の独立性とのバランスの中で対応していくという限界があるという問題があります。

また、地方中心に都市部でもそうようになってきていますが、4万3000人の弁護士のうち、後見実務をしているのは9000人から1万人ぐらいと思われませんが、限界があります。そういった中で、これまでは権利擁護の一環として、なるべく後見していくことになってきていますが、数が増えるに従って持続可能性に限界がありまして、特に弁護士が少ない地域での対応については限界を感じてきているというのは、首長申立とか本人申立がどんどん増える中で、より一層感じているところでもあります。したがって、今後は持続可能な報酬の検討も含めた、しっかりとした体制整備が必要だと思っています。

また、そういった後見弁護士というのは様々な分野で活動していくわけですが、後見分野でもやっていこうと若手が思ってもらえるためには、そうした持続可能性が見通せるということがないと、最近ではそういった若手の弁護士が少し減ってきているということにも大きな危惧を感じています。

身上保護への対応につきましては、もともと法律的な専門性を見込まれて弁護士が推薦されて信任されるわけでありましたが、そういった事案と並行して、御本人の身上監護、意思決定支援についても十分にやってこなかったのではないかという反省を非常に感じています。そういったところを並行してしっかりとしつつ、付託された専門性に基づく法的な

課題や紛争への対応というもの、両方できるような質の確保を目指すことになっていますが、これについて、今後、一生懸命やっていく必要があるだろうと考えています。

今の裏返しですけれども、今後、持続的に弁護士会が専門職団体に関わっていくためには、そういった体制整備をしっかりとさせていただくとともに、弁護士の専門性により着目していただきたいというところもあります。

加えまして、弁護士がいない地域でより関わるための様々な工夫、広域対応やオンライン対応とか、あるいは片道2時間、3時間かかる中で何うときの対応等も配慮が必要かなと考えています。

身上保護面につきましては、弁護士が独自の専門性を身につけるというよりは、しっかりと連携して、チームの中で弁護士が活動していけるということの発想。それから、それが身近にできるための地域の仕組みを育てていくということに、より力を入れていきたいと考えています。

最後に、弁護士会で行われている交代の実態ですが、4つぐらいの場面で各地でそれぞれ模索しています。

職務遅滞があったりした場合に、裁判所からの連絡に応じて情報を共有する場合。

市町村や地域包括から、首長申立事案等について具体的な対応を求められる場合。

あるいは、専門職後見人から市民にリレーしたほうが良いと提案があった場合。

それから、弁護士自ら交代したいということが弁護士会に申し入れがあった場合に、裁判所と連携しながら、これに対応しています。

ただ、どういう場合に交代が適切なのかという目安がなかなかつくれていないということで、これは選任の目安とともに必要かなと思っています。

それから、弁護士会の内部で調整できるケースもあるのですが、弁護士御本人の理解が得られない場合の調整のためのスキームというのが別に必要ではないか。そこは家庭裁判所ではないかと考えています。

また、今後は中核機関や様々な調整機関ができる中で、どういう場合に、どこを優先して調整機関にしていくかといった、段階、レベル別の調整ということも今後発展させる必要があるだろうと思います。

また、リーガルさんから御報告がありましたが、御本人さんや親族さんからの苦情の中には、必ずしも交代が適切じゃない問題もありまして、これをどのように調整していくかということについては、弁護士会としてもなかなか対応し切れていない。

最後に、弁護士会としての不正防止の取組ですが、平成24年に大きな不正が多数、親族後見人、専門職後見人に現れて以降、次の2つの柱で取り組んできています。

事前防止策が重要ということで、各弁護士会、日弁連より5項目の要請を行っています。

事後救済策としては、間違っても賠償責任を負った場合の保険には全員が入っていますけれども、加えまして、昨年10月からは、故意の横領事案についても、弁護士会と弁護士協同組合が協力して、故意の横領事案の被害を保証するという制度を始めています。

事前防止項目はこの6項目でありまして、この6項目につきまして、具体的に言いますと弁護士会の推薦名簿の中で、しっかり研修したり、保険に入ってもらったり、年齢制限等をしながらやっています。

また、それに基づいたマッチング、定期報告書の点検、苦情や交代への迅速な対応。そして、裁判所と情報を共有しながらスキルアップもしていくという、弁護士会推薦制度の中に今の6つの項目を取り込んで、スキルアップと早期の対応・発見、そして質の向上ということをしているという状況でございます。

事後的には、残念ながら間違えて賠償するときには保険がありますし、先ほど申し上げた故意の場合でも一定規模、賠償ができるような制度をようやく立ち上げました。それに、弁護士会としての責任についての保険も多くの弁護士会が入っております、万が一の場合にもこれでカバーしていくことで対応しているということになっています。

以上、駆け足になりましたが、弁護士会としての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○新井主査 青木委員、どうもありがとうございました。

ただいまの報告に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質疑応答の時間は5分を予定しておりますので、質問と回答は簡潔をお願いいたします。いかがでしょうか。

○青木委員 新井先生、よろしければ、先ほどの住田委員の御質問にお答えさせていただきます。

○新井主査 お願いします。

○青木委員 弁護士会では、弁護士会単位で対応しておりますので、必ずしも一律ではございませんが、弁護士会によっては推薦している件数を確認してしまして、余り多くの件数が1人の弁護士に偏らないように、なるべく多く、万遍なく行くとか。あるいは、この間虐待事案を推薦したので、虐待事案ばかり重なり負担が重なり、対応がきちんとできなくなっては困るということで、事案の中身と件数でバランスを取って推薦するという配慮をしているところがあります。

ただ、それは全ての弁護士会ではありませんので、そういった取組の工夫を始めている。全体としては、いろいろな業務をしながら後見業務をするというのが弁護士ですので、余り多くの件数が重ならないように配慮しているところでございます。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

それでは、3人の報告者、ともに時間をうまく使っていただきましたので、もし質問とか御意見がある場合は、後に発言することもできますので、プログラムとしてはそういう形で進めたいと思います。

それでは「意見交換」に移りたいと思います。本日、有識者からの報告や質疑応答の全

体を通じて、委員の皆様から発言をいただきたいと思います。資料1として、検討項目を4つ準備していますので、これに沿って進めたいと思います。

まず、「後見人等の柔軟な交代について」、「その他成年後見制度の運用改善、必要に応じた制度改善等について」、「それぞれの担い手の基本的役割・育成について」。つまり、最初の4つの検討項目は相互に関連していますので、これらを併せて議論したいと思います。zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。意見交換は30分を想定していますけれども、発言は簡潔にお願いいたします。いかがでしょうか。

久保委員、お願いします。

○久保委員 ちょっと腰が痛いので、立ったり座ったりしてしまして、申し訳ありません。

今、3人の方の発表を聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

社会福祉士会さんの御意見で、人数がそんなにたくさん用意できないというお話もあったかと思いますが、それは私が以前に発言させていただいたと思うのですが、スポットで利用していかないと、今後、本来だったら高齢者も障害者ももっと必要としてくる制度、本人の権利擁護という意味ではなってくるので、そういう意味では、すぐに後見人を選任するというのではなくて、本当に必要な人に使っていくというスポット的な利用がいいのではないかという御意見かなと伺っておりました。

弁護士会の青木先生が、成年後見制度は最低源、補充性の原則みたいなことを一貫して前からおっしゃっておられますので、それも必要なときに必要なだけスポット的に利用するというお考えかなと聞かせていただきました。それは、利用する側の私たちの障害者団体としても、本来、そうあってほしいなと思っているところなのです。本来、成年後見制度というか、そういう御本人の権利擁護、守ってあげるという人は、高齢者も障害者もとなると、すごくたくさんの方が対象としてはおられる。その割には、親族もおられる方とおられない方とありますので、本当の意味できちんとみんな後見人がつけられるのかというと、私はなかなか難しいと思うのですね。

しかも、御本人と後見人との相性みたいなものもどうしても出てきますので、なかなか難しい問題だなと思っていますので、その辺のところも含めて、言い方はちょっとよくないかも分かりませんが、前から私が思っているのは、食べ物屋さんに入るとお品書きがいっぱい壁に書いてある。そんなふうに、後見制度はこんなことができるのですよというお品書きがちゃんとあって、その人に合った、今、これとこれを使いたいという、お品書きの中から選ぶというものが欲しいなというのをずっと何年も前から思っていて、スポット的に必要なときに使うというのが、私たちとしては制度としては欲しいことだなと思っています。

そういう意味では、今、3人の方が言っていたかもしれませんが、スポットとなると、御本人のことをどう支援していくのかというのが急に来るといった感じになりますので、そういう意味では、御本人の情報というか、そういうものをきちんとお知らせすることが必要かなと思っておりまして、実は私どもの育成会では、本人のための情報を書くノートを

各地でいろいろ作っているのですね。最初は、単なる本人の情報を書くノートでしたけれども、この頃、親亡き後の成年後見を利用するというページをつけて作っている育成会があるのです。

ですから、本人情報シートを最高裁のほうで作っていただいていますけれども、それとマッチングさせてというか、上手に私たちが全国の育成会でいろいろなノートを作っているのを生かすというのも考えたらどうかなと思ってしまして、そのノートの中身をぜひ専門職の方にも見ていただいて、こういうことを書いてほしいのだということも御教示いただいたら、成年後見制度で後見についていただくときに利用できるものじゃないかなと思ってまして、育成会、20万人ほどの会員がみんなそのノートを持つという形になってきていますので、生かせるものを作るということが必要かと思っておりますので、ぜひその辺の御教示もお願いしたいなと思ってます。

それから、親は後見人に交代してほしいと、単にそれだけしか思っていなくて、交代するということが解任ということになって、解任されたら二度と後見ができないということは親は全然分かっていなくて、知らないわけです。ただ合わないから変えてほしいとか、先ほどリーガルサポートさんのほうもおっしゃった、解任までつながらないけれども、コミュニケーション不足とか、いろいろなことがお話しされたと思えますけれども、それは親族から見ると、そういう人は辞めてほしいということを書いてしまうような状況なのですね。

ですから、そこまでに至らない方法というのを探る必要も、またあるのかなと感じましたので、三士会の皆様方とぜひ情報共有して、いい情報提供の仕方もできたらなと思ってしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○新井主査 久保委員、ありがとうございました。

できれば、花俣委員、もし御発言がありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○花俣委員 ありがとうございます。

利用者というか、一素人の側からの意見になってしまうのと、どうしても感想が主になってしまうのですけれども、今日は大変具体的な案件に基づいた、整理された課題ということをお三方から御発表いただきまして、これは比較的理解がしやすかったかなと感じているところです。最前線で実際に実務に取り組んでおられる専門職の皆様から発表いただいた課題等々についてと、解決に向けた方向性みたいなものをお示しいただいたかなと感じています。

青木先生からの具体的な提案も、大変関心を持って聞かせていただきました。意思決定支援の専門職へという文言もございました。好ましいことではあるのですけれども、認知症の方というのは症状が固定していない進行性の病気ですので、刻々と変わっていかれるということもありますので、この辺のスキルはかなり難しい。その辺りは、そういう意味

での現場のケアに当たっている方たち、福祉分野の人たちとの連携というのも1つ要素としてお考えいただければと思います。

また、21ページとか27ページに示された事例というのは、まさに利用が進まない、私たち利用者サイドの受け止め方をよく表していたかなと感じました。基本計画の最初の5か年計画でつくり上げられつつある仕組みや区分を、これから実際に運用していくために、3つの発表の中にありました、皆さんのそれぞれの課題と今後の在り方というところの御意見を十分に御配慮いただいて、抜本的な改革がある意味必要な時期になっているのではないか。

介護保険制度もぐちゃぐちゃになっているのですが、根っこから少しも変わっていかないというのがありますし、むしろ成年後見制度利用促進法に基づいた成年後見制度そのものというのは、多少そういったことができる、あるいはやるべきだと私、強く願っています。その意味では、そのために多職種あるいは地域資源との連携ということをより進めることで、まさに地域共生社会の実現ということにもつながるのかなと今日は感じました。

以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

もし可能であれば、検討項目1から3についての発言が望ましいのですが、必ずしもそれにはこだわりません。

上山委員、お願いします。

○上山委員 ありがとうございます。

柔軟な交代については、一般論として、地域の貴重な後見人資源を適宜・適切な再配置によって、いかに効率的に活用するかが基本的な視点になると思います。さらに、専門職後見人の場合は、法人後見と同様、後見事務のランニングコストを賄う必要から、一定の収益性あるいは営利性の要素を正面から考慮すべきと考えます。この点は、報酬の制度設計に大きく依拠しますが、法定後見については制度全体の運用の観点から、専門職が後見人として直接関与する範囲を絞り込んでいくことになるかと思えます。まずは、リレー方式や複数後見方式によって、専門職後見人をスポット的に関与させる運用上の工夫をさらに進めることが望ましいと考えます。

加えて、地域連携ネットワークにおける専門職による相談支援体制の強化が必要です。また、これも報酬制度の立てつけと関係しますが、例えば弁護士が親族後見人から訴訟委任を受ける場合のように、個別の契約を通じた外部からの専門職の連携の在り方についても、検討を深めていく必要があると思えます。

次に、各専門職の役割と育成の点ですが、現状、三士会の連携の密度については、地域差があるように感じます。また、三士会以外の専門職との連携については、地域に十分な受け皿がない団体もあることなども手伝って、さらに地域格差が大きいように感じています。

育成面では、どの専門職であっても後見人としての適格性を同様に担保できるように、

研修の内容や水準について一定の共通化を図る必要があると考えます。例えば、意思決定支援のような共通課題については、研修内容の標準化や定期的な合同研修の実施などの工夫を重ねることが重要だと思います。

最後に、専門職後見の課題には、各専門職に共通する点が多いので、三士会以外の団体も加えて、職能団体の枠組みを超えた継続的かつ定期的な協議の場を構築していくことが望ましいと考えます。

私からは以上です。すみません、声が枯れていて申し訳ありません。

○新井主査 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

中村委員、お願いします。

○中村委員 3名の方の御発言、大変ありがとうございました。これまでの何回かの会議の中で出てきた課題について整理いただいて、聞いている私としても大変整理できました。大変ありがとうございます。

今回の後見人等の柔軟な交代等について、基本的なところはこれまでも御発言いただいていたと思いますので、社会福祉協議会の立場として、中核機関、そして法人後見を担っている側として現状と課題について発言させていただきます。

1つ目は、後見人の住所地の異動に伴ったときの受任の交代・変更に対してですが、被後見人の方が様々な事情で転居や施設入所等で、他の自治体、北海道の場合、かなり遠いところに行く場合も多いのですが、そういう場合に、基本的には現在担っている方が距離的な問題とか、特に法人後見、市民後見の場合ですと身上保護的なところが多いので、それら日常的な関わりというのを重視していくと、転居先で担い手を確保していきたいというところで、受任機関同士、自治体同士の話し合いを持たせていただくところがあるのですが、どうしてもスムーズにお受けいただけない。

困った先として裁判所等に相談するのですが、受任者同士で協議して、両者が了解した段階で、それについての変更等については進めると言われてしまって、そこで進まない実態もあります。この部分で、被後見人の方が望んだり、了解している場合に、十分な対応ができないという状況の中で、それがスムーズに対応できるような仕組み、そして助言等をいただきたいというのが1点目でございます。

それと、もう一点、利用支援事業がこれまでも言われていますが、今の移転のところで同じような話があって、現在、利用支援事業を使われている方が他の自治体へ移ったときに、基本的には移ってしまったことで、これまでの利用支援事業が切られて、次の自治体となるのですが、そうすると、利用支援事業の対象要件が異なる場合が結構あって、移ったときには、その自治体では首長申立のみが対象だから、うちでは出せないとなって、担っている法人後見の機関が大変な思いをしている。

今後、こういうことが増えてきたら継続が難しいというところもございまして、これまでも議論されていた、この部分を法人後見の継続的・安定的な部分として、地域で支え

ていただきたいと思っています。

道内での自治体間の利用支援事業の統一化が図られた事例ですが、中核機関の広域設置をしている自治体間で、利用支援事業がこれまで要綱がバラバラで転居時使えなかったが、それを協議体の中で議論して統一していったというケースがあります。こういう事例を通して進んでいけるのではないかなと感じておりますので報告させていただきました。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

そうすると、意見交換は2つの部分に分けるということをお願いしまして、私としては前半を扱っていたのですが、専門職とか専門職団体についての発言もありました。それも含めて結構ですので、残りの時間、どちらでも結構ですので、話を進めていきたいと思えます。

最高裁の手嶋さん、私も指名しようかと思っていたところですが、手を挙げていただいております。お願いします。

○手嶋委員 ありがとうございます。

主として後見人の柔軟な交代に関わる部分ですが、まず、今回の御報告を伺っております、苦情等を契機として、各団体とも、様々な形で後見人の円滑な交代の実現に向けて御尽力いただいているということの御紹介、改めて敬意と感謝を表したいと思っております。

後任者の推薦や引継ぎも含めて、後見人の円滑・迅速な交代を実現するために関係機関の連携が非常に重要であると、また認識共有が重要であるとの御指摘、私も、また裁判所といたしましても、これまで申し上げておりますように、非常に重要であるとの認識・共有させていただいているところです。ただ、現行法制上、今日も御発言の中にあつたかと思えますけれども、交代を実現するためには辞任と選任によらざるを得ないという限界がある中で、実務上の工夫としていろいろやっているところでございます。

今日の青木委員の御発言の中にありました、開始の審判時に附帯的な指示事項としてという辺りも、この規則の81条を活用しながら、こういうことも考えられるのではないかという御指摘だったかなと思っております、運用上の工夫としてできること、あらかじめ選任当初の時点で本人、後見人、それから裁判所との間でなるべく認識を共有することに取り組んでいるところですし、御指摘も踏まえて、さらに工夫できることを工夫していきたいと思っております。

ただ、規則81条の活用に関しては、民法863条2項、これは監督に関わるところです。それから、解任に関する民法846条の解釈ということになりますと、裁判体の判断にも関わる場所ですので、御指摘いただいた趣旨を各家裁とも共有したいと思っております、一般論として解釈上の問題もあり得るように思っているところでして、若干意見御説明させていただきます。

規則81条に基づく指示の典型として、すぐに思い浮かびますのは、例えば後見制度の支

援信託・預貯金の手続において、この金額を預入れなさいという指示をする指示書のようなものです。もちろん、いろいろな指示があり得るところですけれども、ここで交代に関連して、そもそもどういう指示を想定するのかというところもいろいろ幅があるように思われるところですが、解任事由について、先ほど申し上げた民法846条で厳格な定めがある中で、仮に本来的には解任事由につながるとは言えない、本来、後見人の裁量の範囲内と言えるような事項について、何らか指示をしたとして、これに即した対応がされないという場合に、この一事をもって解任の審判をするというのは相当ハードルが高そうだなと思われるところです。

また、そういう想定ではないと思うのですが、交代自体を指示するということを想定すると、なおさら全体的な規律の整合性が問題になり得るかと思われるところです。、裁判所としましては、御指摘を踏まえつつ、柔軟な交代の実現に向けて問題意識を共有しておりますので、運用上の工夫、できる限り積極的に検討していきたいと思っております。、現行制度の下でできること、またその限界は何なのか、それを踏まえての制度的解決ということになるのかもしれませんけれども、その辺りも併せて見ていく必要があるのかなと感じているところでございます。

それから、担い手の確保に関する御発言も今日、幾つかございました。適材適所の選任の必要という御発言もあったように思うのですが、これは大変重要だなと思っております。、市民後見人の育成なども含めて、当該地域でどんな対応を目指すのか、そのために解決すべき問題は何なのかということ整理・共有して検討することが重要だと思っております。

また、専門職の担い手が逼迫しているような場合には、特に適材適所を進めるということがまた一層必要になってくるようにも思っております。、上山委員の御発言にも通じるところかと思うのですが、より専門性が求められる適切な事案、適切な場面に専門職後見人に活躍していただくという発想も大事かなと思っております。裁判所としても、引き続き積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかに発言はございますか。検討項目のどこでも結構ですので、もしありましたら積極的にお願いします。

住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

今、手嶋局長から大変具体的な御説明をいただきました。

まず、後見人の交代について議論にありましたように、後見人に帰責性のない事由の場合に、本人や親族関係者が交代を望んでいるときに後見人が納得しない場合においては、各専門職団体がそれぞれ後見人に辞任を促すような働きかけや、いろいろな相談対応をされていると思います。

実際に私たち中核機関においても、ケース会議を開いて、後見人の意見もお聞きしながら、交代の相談をしています。なかなか難しいという現状があります。それについては、交代のための法的な根拠が乏しいということを経済的議論で理解しました。そのうえで現状について、地域で具体的にどんな声が上がっているのかということをお伝えしたいと思います。

2つ事例があります。行政職員が経済虐待の対応で首長申立をしました。本人は虐待者である息子と一緒に暮らしたいと思っているため、それぞれに必要な支援を入れて家族の再統合を目指すため関係者は環境を整えて支援を行ってきました。しかし、後見人は再発のリスクを恐れて、一緒に暮らすことは結局かきませんでした。後見人による財産管理により虐待は解消され、本人は息子やペットと一緒に暮らすことを強く望んでいましたが、結果的には施設入所の継続を後見人が判断しました。

そのときに、首長申立をした職員が、「こんなことになるなら、首長申立をしたことが本当によかったと言えるかどうか分からない」と、苦渋に満ちた表情でつぶやきました。もう9年前のことですが、そのときのことを忘れることはできません。

もう一人は、本人が保佐人の交代を望んでいて、本人の支援者からも保佐人にも伝えていて、ケース会議等調整しましたが結果的に、難しかった。その後も支援者から、本人は保佐人がいることで本人が人生を諦めかけている。何とか交代させてあげられないのかという相談がありました。

この2つの事例は、私たちは後見人や保佐人の意見も聞いて、本人の思いを伝えても、後見人なりの理由があって、辞任や交代もすることができないということでした。そのため、どうにもできないという状況が実際に続いていて、これらのことについて、本人側から見たら、成年後見制度が真に本人にとってメリットを感じられる制度になっているかということをもう一度考えることだと思いますし、交代についての具体的な検討を今後も議論していただきたいと思います。

それから、担い手の育成と専門職団体に望むことですが、今日の西川委員の資料の30ページにも、司法書士が特に後見人を必要とする理由が当たらない案件も少なくないとの記載がありました。実際に候補者調整している場面でも、本来は福祉的支援、課題への対応として社会福祉士会にお願いしたいのですが、人材不足から調整ができない場合には、司法書士や弁護士の先生に依頼する場合があります。それぞれ専門性に応じた調整をしたいのですが、そうでない場合も実際はお引き受けいただいていることにジレンマと課題を感じています。

地域によって課題は異なると思いますが、先ほど上山先生のお話もありましたように、他の専門職団体、行政書士、税理士、社労士、精神保健福祉士など、いろいろな分野の方々が成年後見制度の後見受任に参画されていることでもありますので、そのような他の専門職団体との検討も必要になっていると思います。

それぞれの職種に応じた、専門的知見を生かした後見業務を遂行するための地域連携ネ

ットワークの中で整備していくことの重要性について、現状では、候補者調整ができていると、行政は課題の認識や危機感が乏しいので、中核機関からの発信と併せて、協議会などに参加する専門職や、所属団体がその地域で担える限界を示すなどして、中長期的な地域の体制整備に関する意見を協議会などで積極的に発信していただきたいと思います。

最後に、専門職後見人に対する報酬ですが、どの専門職でも一定の割合で無報酬、または一部報酬を得られない事案があり、星野委員の資料では、社会福祉士会では4.72%存在していて、個人の善意に頼っているという現実があります。このような現実があることを地域行政がきちんと把握すること、そして善意に頼らない仕組みを検討することが重要だと思います。

また、中核機関が受任調整を行う際に、専門職に無報酬でお願いしますということは言えませんので、行政においては、利用支援事業の整備や実際の運用面で利用できるようにお願いしたいと思うところですが、利用支援事業の利用が年々増えておりまして、年度内の予算では対応できないので次年度に持ち越すということも起こっています。報酬助成の在り方については、次回のテーマでもあると思いますので、またそこでも検討させていただけたらと思います。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

青木委員、星野委員から手が挙がっておりまして、先ほど手嶋委員から交代の話もありました。できれば、その辺りについてそれぞれの会のお考えを述べていただければ、より議論が深まるかなと思います。ですから、順番としては青木委員、星野委員。それと、西川委員もできれば3番バッターで登場していただいて、4番バッターとして上山先生も後見人の交代について、もし御意見があればお願いしたいと思います。

青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

先ほど手嶋委員からお話があった81条の指示がどういう発想かということについて、もう少し詳しくお話ししてみたいと思いますけれども、私も何も交代することを指示することを想定しているわけではないというのは、おっしゃるとおりです。先ほど住田さんからあったように、地域で調整してみたり、専門職団体に調整しても、後見人の方がなかなかそれに従っていただけないけれども、周囲の他の関係者が、おおむね皆、交代のほうの方が妥当だなと思っている事案等につきまして、物によっては、皆さんとのケース会議とかチーム会議に出ただけでない方もおられます。あるいは、御本人さんがどのような希望を聞いてくださっているのに、御本人さんの希望はともかくとして、この人はここで暮らすのがいいのだと自信を持って断言されてしまうような場合もあります。

そういったときに、裁判所としては、後見事務の一つとして、身上保護面あるいは意思決定支援面でちゃんと御本人さんの意向を把握するようにしていただきとか、チーム会議に出席して関係者との情報共有を図ってください。解任とか交代そのものではなくて、前

提のところでは後見人が果たして適切な連携を図っているかのところに指示などを活用していただきまして、その中で調整が図れないかということに大いに活用できる。場合によっては、裁判所で全員を集めていただいて、そこでそういったことを検討してみるということも含めて考えていただけたらどうかという発想です。

そういうことによって、救われる部分、交代が実現する部分もあると思います。今はそこに裁判所が関与していただけていないので、なかなかということも一定数改善できると思います。最終的にそれでも難しいところも出てくると思いますが、そこは制度改善、制度改革の課題になるのかなと思いますので、そういった発想でいるということをお伝えしたいと思っています。

○新井主査 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。

社会福祉士会としてというか、私個人が本当に経験したことなのですが、交代については、確かに運用面で本当に努力してもというところが限界に来ているというのを実は感じています。詳しい事例は話しませんけれども、本人も希望している、関係者も現状の後見人では厳しいと考えているという中で、交代でなくても、せめて複数で社会福祉士を追加選任して、そして対応を検討してほしいということが行政の中核機関の支援検討会議で協議されまして、その当該後見人である専門職団体の苦情担当窓口の方も参加されて、それは妥当だとなって、それで追加選任を上申しても、結局、裁判所の回答としては、現在の後見人がそのことをよしとしないというか、そのことについて反対意見を言われるので、追加専任はできなかったという事例が現実にあるわけです。

ですから、地域の方も、それこそ専門職団体も、すごく尽力しても、それでもかなわない。私は、本当に大変申し訳ないと思いながら、この会議で何度も申し上げているのは、家庭裁判所が中核機関の協議会であるとか検討会議に入ってきてほしいのです。オブザーバーでよいので、どんな検討をしているかということを知ってほしいのです。そうなってくれば、もしかしたら運用改善で行けるかもしれないですが、現実に見ていると、もう限界が来ているのは間違いなく、交代については、私は何らかの法整備が必要ではないかということ意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員 交代に関して、難しい問題だということは事実です。今日の報告では詳しい御説明はできなかったのですが、実はリーガルサポートでは、研修を受講していれば自動的に名簿に登録されるということではなくて、研修単位を取得していても、例えば名簿の登録なり更新のときに、報告遅滞があるとか、苦情が多数来ているということであれば、これは先ほども法人後見のところでも少しお話ししました、第三者の有識者の方で構成して

いる業務審査委員会で意見をお聞きした上で名簿登載ができないということもあるのです。

ですから、研修を受講すれば、皆さん、名簿の登載をしているわけではないということなのですが、残念ながら、名簿登載を拒絶された会員から、後見事件を受託する機会を奪われたということでリーガルサポートに対して訴訟提起されたということもあるのです。そういう会員は、何でそれをリーガルサポートが決めるのか。家裁が決めることでしょうかというのですね。

確かに法律を見ると、選任も解任も、もちろん家庭裁判所の権限です。辞任も最終的には家庭裁判所の許可が必要ですし、そのためには前提として正当な事由が必要となります。正当な事由があるかどうかははっきりしない中で、リーガルサポートが会員に対して幾ら説明しても、リーガルサポートが会員を辞任させることはできないのです。最終的に家裁が決めることを、何でリーガルサポートが辞めろというのか。リーガルサポートにその権限があるのかと。解任事由に当たらなくても、あるいは辞任が相当かどうかは別として、これは本人のためを考えたら交代が適切なのではないですか、あなたが悪いから辞めろと言っているのではなくて、本人のために交代するということもあり得るのではないですかという話はするのですけれども、そして、それで辞任に至るケースもあるのですけれども、そうでないケースもあります。ケース・バイ・ケースで、リーガルサポートとしてもそういう状況ですが、さらに家庭裁判所はすごく苦慮していると思うのです。仕組み上、現状ではなかなか難しいというところです。

なので、解任を前提としない調整ということしかないのかなと思います。もちろん、青木先生のような提案も、現行法の工夫でできる範囲があるのかもしれませんが、今日、私のほうからお話しさせていただきました極端な事例があることを考えると限界はあるのかなと感じております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

上山委員はいらっしゃいますか。お願いします。

○上山委員 僕、先ほど発言しましたが、今の一連の流れで申し上げますと、前回、別の司法と行政の連携のワーキング・グループで申し上げましたように、交代については現状の解任と辞任とは別に、第3類型として裁判所の監督権限の一環として立法的な対応をするというのが1つの道じゃないかなと感じています。家庭裁判所もかなり御苦労されていることがいろいろかがわれるのですけれども、現状の法律の枠の中では対応が難しい事案というのがどうしても残るのかなと感じています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

もう少し時間がありますので、ほかの委員、発言ございますか。検討事項について何か。

水島委員、お願いします。

○水島委員 では、これまでの検討事項について、幾つか触れてまいりたいと思います。

まず全般的に、コンパクトな成年後見制度というキーワードが指摘されており、私もこれに賛同するものでございます。ただ、その達成のための条件としてはチームによる継続的な意思決定支援が不可欠であり、成年後見制度をスポット化していくための鍵になるだろうと考えます。というのは、これまでの事例の中には、後見人選任後に後見人任せになってしまい、これまで関わっていた支援者や支援チームが事実上解散してしまう場合があります。そのような状態で後見人がさらに抜けると、いったん形成された支援の枠組みが元に戻ってしまい、本人への支援が継続的に図れない場合もございます。

そして、意思決定支援の充実のためには、青木委員がおっしゃった社会資源の充実に加え、後見人だけに頼らないチームによる見守りあるいは支援体制の充実が不可欠であって、当然に、そのための予算措置を図っていく必要があるだろうと考えられます。

それから、柔軟な交代に関しては、西川委員のご指摘のとおり、いわゆる苦情、または後見人側の事情が交代のきっかけになるとのことでしたが、今回報告された団体の皆様の事例をお伺いしておりますと、どちらかといえば、本人または御家族からの苦情は見受けられるものの、関係機関からの苦情、すなわち、関係機関も実は後見人等に対していろいろ思うところはあるはずなのですが、そのような御意見が十分に吸い上げられていない可能性があるのではないかと感じました。

したがって、これは質問にもなりますけれども、関係機関からの苦情について、それぞれの団体において、どれだけの数が上がっており、それに対してどのように対応されているのか。あるいは、そのようなケースがない、あるいは少ないとなれば、関係機関の「懸念」を適切に把握するための方策をどういうふうと考えていらっしゃるかということも、併せて検討が必要なのではないかと思えます。

時間いっぱいとなってしまっておりますので、ひとまず以上とさせていただきます。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかに何か御発言ありますか。

それでは、最後に「その他」に移りたいと思います。資料1の検討項目や今後のワーキング・グループで予定している検討項目以外に御発言がありましたら、お願いしたいと思います。どんな点でも結構です。残されたワーキングが2回になりますので、ぜひこういう点については取り扱ってほしいということがあったら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしたら、再度で申し訳ないのですが、久保さんと花俣さんにお伺いいたしましょうか。「その他」ということで、検討項目以外に何か御発言がありましたら、よろしく願います。

○久保委員 では、久保が。

今、家庭裁判所もそうですし、専門職の方々もそうなのですが、特に障害者の後見をしていただくとか、任意後見も含めてですけれども、後見していただくに当たっては、障害特性とか障害の種類とか、それから福祉の制度というものをもっと知っていただきたい

いなという思いがあるのですね。障害特性もいろいろあって、知的障害、一括りで、みんな同じというわけでもないのですけれども、例えば知的障害の中でも、物を見るときにこういう見え方になっている人がいるのですよとか、こういう聞こえ方になっている人がいるのですよとか、いろいろあるのですね。だから、その辺のところを御理解いただきたいというのと。

ある程度軽度の方だと、職場でも聞かれたことに対して答えるけれども、本心ではなかった。こういうふうに答えてしまったけれども、本当は違う。どうしたらいいという電話が私にかかってくるのですね。ですから、聞かれたことに対して、本人がぱっと答えたとしても、本当にそれでいいのかというのをゆっくりと、柔らかい雰囲気の中で話し合っ、何度も丁寧に聞いていただくということもしていただかないと、本人が聞いたことについて、すぐにぱっと答えて、それが本人の意思だと思ってしまいがちですけれども、決してそうでない場合があるということも御理解いただきたいというのもありまして、そういういろいろな障害特性といえますか、そういうことも知っていただきたいいなという思いがあるのですね。

そして、そういう人たちを福祉のところがどういう工夫をして支援しているのかというところも知っていただくと、後見をやっていただく上でちょっと参考になるというか、本人や家族の思いに沿った後見をしていただけることにつながっていくのではないかという思いもありますので、その辺のところをぜひお願いしたいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○新井主査 久保委員、今日、3人の方から専門職団体について説明がありました。久保委員としては、専門職なり専門職団体に望むこと、希望、そういうものがあれば、出していただければ大変ありがたいと思います。

○久保委員 私たちは、青木先生などがおっしゃっているような、もう少し大きく全体を見て、変えられるところは変えていったほうがいいという方向性のことを私たちは望んでいます。素人でございますので、法的にどうとなるとよく分からないので、家族がよく分かっていない部分にとんでもないことを言うてしまうというのは、多分往々にしてあると思いますけれども、青木先生がおっしゃっていることとか、星野さんがおっしゃっていることというのは、今日聞かせていただいて、私たちの感覚にすごく近いなと思っております。

そういう方向性でこれから法律というものを見直していくのですけれども、それまでの運用という意味では、どことどこがつながって、どういうふうにしていけば、成年後見の手前のところで本人の権利を守り、そして意思を大事にしながら本人らしい暮らしができるのかというところを。こんな制度もあってという福祉のほうは分かるのですけれども、法的なことというのは私たちには分からないというのがありますので、先ほど申し上げた本人の情報ノートのこともありますけれども、こんな言い方をしたらあれですけれども、家庭裁判所の方にも、もうちょっと近い感覚で情報交換させてもらえたらみたい。それ

で私たちも学ばせていただかないと駄目だなと思っています。

日自を利用して、周りのいろいろな福祉の制度とか、そういうものも利用しながら、本人の権利を守り、本人らしい暮らしというのは想定しているのですけれども、日自で全部財産管理ができるかという、本人の意思というものが明確にならないと日自は利用できないというのがあって、じゃ、重度の人はどうするのだろうということもあって、法的なことによく分かっていない部分も親としてはありますので、その辺のところも教えていただきながら。

本来、法を見直すというのを目的にしながらも、それまでの運用をどうするかというのは、育成会といいますか、親の立場としては、今あるものをどう使っていけば、ピンポイントで、最終としても法的にがっちり守ってあげないと駄目な人は必ずおられるので、そうしたら成年後見を使う。そうでない人は、地域の中のチームで本人らしい暮らしを守るという仕組みができたらいいなと思っています、今日御発表の3人の方々と裁判所の方々のお知恵もいただきながら、ぜひつくっていったらありがたいなという親の思いでございます。

どう申し上げていいのか、ちょっとよく分かっていないので、具体的な話はできませんけれども、そういう思いがずっとしておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○新井主査 ありがとうございます。

少し時間がありますので、花俣委員の立場からもぜひ。

○花俣委員 ありがとうございます。

基本的には、私も利用者の立場ということで、久保委員と同感するところがたくさんあります。今回、十分な議論がこの専門家会議で進められていて、これからの改善には大変期待したいと思っています。

専門性の高い議論とか、深い知見に基づいた意見交換については、私たちはなかなかついていけないのですけれども、同時に、実際に利用しなくてはならなくなったときに、そういう専門職とか専門団体さんのほうから、我々に対して制度のことをいろいろ御説明いただく。つまり、納得行くまで説明していただくときに、難しいことを難しい専門用語を使って説明されても、正直分からないのですね。ですから、私たちに分かるような、消化不良にならないような説明をしていただくと大変ありがたい。ぜひたくと言われるかもしれませんが、それをぜひお願ひしたいということが1点。

それから、障害への理解ということで、それぞれ皆さん、違った障害をお持ちです。特に、先ほども言いましたように、認知症の方というのは進行性の疾患を抱えておられますので、大変難しい。私たち、30年向き合ってきましたけれども、まだ究めたとはとても言えないと思っていますし、30年を経て、ようやく少し分かってきたということもございます。そういうことから考えまして、皆さん、一個人として地域に戻られたら、地域の人でいらっしゃるわけですから、ここは全国1000万人を超えているというサポーター養成講座、

せめてあそこからでも、ぜひ一歩踏み出していただきたいというのと。

もう一つは、先般、水島先生のほうからイギリスのすばらしい意思決定支援の仕組みを御発表いただいたと思うのです。あの高見を目指すぐらいに、専門職の方には意思決定支援について、ぜひ知見を深めていただきたいというのが最大の願いということになります。

最後にこんな素人の話で申し訳なかったのですがけれども、新井先生、わざわざ振っていただいて、大変ありがとうございました。私からの発言は以上になります。

○新井主査 どうもありがとうございました。

時間になりましたので、そろそろ終了にしたいと思います。今日は、私の拙い進行にもかかわらず、3人の方に非常に立派な報告をしていただき、議論もそれなりに深めることができたのではないかなと考えております。

あとは、事務局のほうから次回のワーキング・グループについて連絡があります。松崎室長、お願いします。

○成年後見制度利用促進室長 本日も皆様の積極的な議論、誠にありがとうございました。

今回は、第3回の成年後見制度の運用改善ワーキング・グループとなります。テーマは「金融機関と財産管理、不正防止等」ということで、9月22日午後2時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様にご確認いただきまして、その上でホームページに掲載いたします。

よろしく願いいたします。

○新井主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。

御多忙の中、皆さん、本当にどうもありがとうございました。